

岩見沢市議会基本条例(素案)について

● 議会基本条例とは

議会の基本理念や活動原則等の基本的な事項を定めた条例で、議会運営に関する最高規範として位置づけられるものです。

● 岩見沢市議会基本条例(素案)について

◆ これまでの経過

地方議会において議会改革の取組が広がる中で、その取組を継続・発展させるために、議会基本条例を制定する動きが広がっています。

岩見沢市議会では、議会改革の一環として、令和3年3月に議長の諮問を受け、ワーキンググループで条例制定に向けた検討を重ね、このたび条例(素案)を作成しました。

◆ 条例の目的

- 岩見沢市議会と議員の責務、活動の原則、その他の議会に関する基本的な事項を定めること。
- これらの事項を明らかにすることで、議会の共通認識とすること。
- この条例に基づいた議会運営を行うことにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること。

◆ 今後の予定

いただいたご意見等を参考にしながら最終調整を行い、令和4年12月の定例会に提出、令和5年度施行に向けて取り組んでまいります。



● 議会基本条例(素案)の構成

前文 (調整中)

第1章 総則 (第1条・第2条)

この条例を制定にする目的と、議会及び議員の基本理念を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則 (第3条—第9条)

議会活動の原則、議員活動の原則、議員の政治倫理、議会の合意形成などについて定めています。

第3章 市民参加及び市民との連携 (第10条)

議会広報の充実、市民の意見を聴く機会の確保などについて定めています。

第4章 議会と市長等との関係 (第11条・第12条)

市長をはじめとする執行機関との関係について定め、市政の発展に取り組むことを定めています。

第5章 委員会の活動(第13条・第14条)

委員会が本会議における審議や表決を行うための調査機関としての役割を担うことを定めています。

第6章 議員定数及び報酬等(第15条—第17条)

議員定数、議員報酬、政務活動費について定めています。

第7章 議会の機能強化 (第18条—第23条)

議会改革、議員の研修、調査研究などについて定めています。

第8章 最高規範性及び見直し (第24条・第25条)

この条例が議会の最高規範であること、条例制定後の見直しなどについて定めています。